

【Q. 拠点区分間の貸借と繰入金費用/収益】

Q. 収支黒字の拠点区分から収支赤字の拠点区分へ資金援助しており、これを他拠点区分貸付金と他拠点区分借入金で計上していますが、よろしいですか。

A

貸付金計上するには、外部への貸付であるか法人内部への貸付であるかにかかわらず、回収可能であることが必要でしょう。

したがって、資金援助先の拠点区分の収支状況から判断して、次年度以降に回収が可能と見込まれる以外の場合には、貸付金処理は妥当ではなく、拠点区分間繰入金費用（受入拠点区分では拠点区分間繰入金収益）として処理すべきであると考えられます。

また、他の社会福祉事業等への貸付・繰入について、貸付金の財源となる資金の正確にも留意し、厚生労働省の各通知に抵触していないかの確認も必要です。